

吹田市住民記録システム標準化対応支援業務  
委託事業者プロポーザル実施要領

制定 令和4年4月11日

(趣旨)

- 1 この要領は、住民記録システム標準化対応支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要領(令和4年3月28日制定。以下「設置要領」という。)に定めるもののほか、吹田市住民記録システム標準化対応支援業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者の選定に当たり、本業務の提案公募及び最優秀提案の決定についての手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務等の概要)

- 2 業務等の概要は次のとおりとする

(1) 業務名

吹田市住民記録システム標準化対応支援業務

(2) 業務内容

令和7年度末までに予定しているシステム標準化対応に向けて、以下の業務を行う。

ア 全体監理

イ 新住民記録システム構築支援

ウ 標準化対応に伴う関連事項検討・導入支援

エ 人材育成支援

(3) 契約期間

令和4年8月1日から令和8年3月31日まで

(4) 実施場所

吹田市役所

(参加資格)

- 3 本プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての条件を満たす単一の企業又は2者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。なお、単一の企業又は企業連合体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の企業連合体の構成員になることができない。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなつた場合は、その参加資格を失うものとする。  
なお、下記の(1)～(5)、(8)については企業連合体における全ての構成員が満たしていることとする。(6)、(7)については、企業連合体の中で1者以上の構成員が満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領(平成 16 年 4 月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成 24 年 11 月 13 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 官公庁(国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区。中核市については現在中核市となっている市であれば可とする。)にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクト監理業務の実績(現在参画中の案件を含む。)を有すること。ただし、別々の実績でも可とする。
- (7) 上記(6)のいずれかの業務にプロジェクトリーダークラスとして従事した実績を有する人員を、1名以上当該業務に従事させることができること。
- (8) ISO27001 認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(募集要項の配布期間及び配布方法)

#### 4 募集要項の配布期間及び配布方法について次のとおりとする。

##### (1) 配布期間

令和4年4月 19 日(火)から同年5月 13 日(金)まで

##### (2) 交付場所

吹田市ホームページ

[https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/shimin/oshirase/\\_114319.html](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/shimin/oshirase/_114319.html)

##### (3) 交付方法

吹田市のホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布される。

(応募及び参加の手続)

#### 5 応募及び参加の手続に関しては次のとおりとする。

##### (1) 参加申込み・受付の方法

次のとおり参加表明を行うものとする。

ア 提出期間

令和4年4月 19 日(火)から同年5月 13 日(金)まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで  
(ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く)

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書
  - (イ) 会社概要及び役員一覧
  - (ウ) 業務従事者調書
  - (エ) 類似業務実績調書
  - (オ) セキュリティ認証の写し
  - (カ) 委任状
  - (キ) 共同事業体構成表 ※
  - (ク) 共同事業体委任状 ※

※同事業体で提案する場合に提出すること

ウ 提出場所

吹田市市民部市民課(吹田市役所本庁中層棟1階)

(郵送時の住所)

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

エ 提出方法

書面を持参または、郵送等の方法により提出すること。持参以外の場合においては、提出期限必着とする。

(2) 質問の受付及び回答

質問については電子メールにより提出する。メール送信後、電話等で送信した旨を連絡すること。回答は参加表明書または質問書を提出した事業者に電子メールにて送付する。また、回答日以降に質疑回答内容の開示を希望した事業者に対しても、翌開庁日までに電子メールにて送付する。

ア 質問受付期間

令和4年4月19日(火)から同年4月28日(木)まで

イ 質問回答日

令和4年5月9日(月)

ウ 提出先メールアドレス

shimin\_k@city.suita.osaka.jp

エ 連絡先電話番号

06-6384-1235

(3) 参加資格通知

令和4年5月18日(水)までに電子メールにより通知する。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して電子メールにより通知する。

(提案方法及び提案の手続)

6 提案方法については次のとおりとする。

なお、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答の中で提案した事項は、契約時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

(1) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和4年5月18日(水)から同年6月2日(木)まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く)

イ 提出場所

吹田市市民部市民課(吹田市役所本庁中層棟1階)

(郵送時の住所)

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

ウ 提出方法

書面を持参または郵送の方法により提出すること。郵送の場合においては、提出期限必着とする。

エ 提案書の内容

別紙「住民記録システム標準化対応支援業務 審査評価項目」(以下「審査評価項目」という。)に記載する内容について、「審査項目」順に、提案書を作成することとする。

オ 提出書類

(ア) 提案書

(イ) 見積書

(ウ) 見積明細書

(エ) 業務従事者調書(応募時の提出物と同様のもの)

(オ) 類似業務実績調書(応募時の提出物と同様のもの)

(カ)(ア)～(オ)の電子データ

カ 留意事項

(ア) 提出書類の差し替えは認めない。

(イ) 提出書類は非公開とする。

(ウ) 提出書類は返却しない。

(審査の方法)

7 審査の方法については次のとおりとする。

(1) 一次審査

ア 書類審査

本市が設置する「住民記録システム標準化対応支援業務委託事業者プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、審査評価項目及び基準に基づき書類審査を実施する。

選定結果については、一次審査を受けた提案者全てに対し、令和4年6月22日(水)午後5時30分までに電子メールにより通知する。

参加資格のないものに対しては、その理由を付して通知する。

## (2) 二次審査

### ア プレゼンテーション・質疑応答

選定委員会において、提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

#### (ア) 実施日時

令和4年6月30日(木)で本市が指定した時間

※実施日時及び実施場所の詳細は、一次審査の結果とともに正式に通知する。

#### (イ) 時間配分

各者45分(プレゼンテーション25分、質疑応答20分)

#### イ 價格審査

提出された見積書について、審査評価項目及び基準に基づき審査を実施する。

## (3) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 契約候補者の選定時点において本実施要領の「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

オ 「9 提案限度額」に定める金額を超えたとき。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

## (4) 辞退について

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、「辞退届」に必要事項を記入、押印の上、提案書の提出期限までに書類等提出場所に提出すること。また辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

## (選定の方法)

### 8 選定の方法については次のとおりとする。

#### (1) 審査項目・審査基準・配点

別紙「吹田市住民記録システム標準化対応支援業務 審査評価項目」のとおりとする。項目ごとに採点を行うため、記載漏れとなる項目がないよう注意すること。

## (2) 審査方法

審査は、選定委員会及び選定委員会に設置する評価部会により実施される。

一次審査として書類審査を実施し、得点の上位3者を二次審査の対象者として選定する。その後、二次審査としてプレゼンテーション審査及び価格審査を行い、一次審査と二次審査の合計点から最優秀提案者を決定する。

審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会及び評価部会に開示しないものとする。

### ア 評価部会による補助執行

評価部会は、審査評価項目及び基準に則り一次審査(書類審査)の項目について選定委員会の補助執行として採点を行う。なお、評価部会は補助執行の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の各委員は当該報告を確認・再評価したうえで、自らの審査を行うものとする。

### イ 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者は、評価点(全委員の採点結果の合計点)について、満点の5割以上を獲得している必要がある。

選定委員会の各委員が総合評価点(一次審査と二次審査の評価点の合計点)による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。1位と順位付けした委員数が同じ場合は、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数も同じ場合は、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

## (3) 審査の結果通知

ア 選定結果については、二次審査を受けた提案者全てに対し、令和4年7月5日(火)午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

イ 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

### (ア) 提出期間

令和4年7月5日(火)から同年7月12日(火)まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く)

### (イ) 提出場所

吹田市市民部市民課(吹田市役所本庁中層棟1階)

(郵送時の住所)

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

(ウ)提出方法

任意の様式による書面を持参または、郵送等の方法により提出すること。持参以外の場合においては、提出期限必着とする。

(エ)回答期間及び回答方法

令和4年7月13日(水)に回答文書を郵便で発送する。

(4) 最優秀提案事業者との交渉

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうか十分考慮する。

(5) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

- ア 最優秀提案事業者(契約候補者並びにその提案金額と評価点)
- イ 全提案事業者の名称(申込順)(ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。)
- ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け(1位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号(アルファベット)表示を行う。)
- エ 審査項目・基準、配点基準
- オ 選定委員会委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

(提案限度額)

9 提案限度額は次のとおりとする。

99,780,890円(消費税及び地方消費税額を含む)(令和4年度～令和7年度総額)  
(税抜 90,709,900円 消費税額 9,070,990円)

(年度別内訳)

令和4年度 39,193,000円  
(税抜 35,630,000円 消費税額 3,563,000円)  
令和5年度 28,281,000円  
(税抜 25,710,000円 消費税額 2,571,000円)  
令和6年度 16,153,940円

(税抜 14,685,400円 消費税額 1,468,540円)

令和7年度 16,152,950円

(税抜 14,684,500円 消費税額 1,468,450円)

(失格事由)

10 提案者に次の行為があった場合は失格(選定対象からの除外)とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- (1)選定委員及び評価部会員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2)他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3)事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4)応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(企画提案者が1者又はない場合の取扱い)

11 企画提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点について満点の5割以上を獲得していない場合または、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数を超えた場合は提案事業者なしとする。企画提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

(留意事項)

12 本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1)本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2)本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3)本業務の受託者、受託者の親会社若しくは子会社、及び受託者と同じ親会社をもつ子会社は、今後実施を予定している「吹田市住民記録システム再構築業務(仮称)」の調達に参加できない。なお、「親会社」「子会社」とは会社法第2条の定義によるものとする。
- (4)提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (5)提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(委任)

13 この要領の施行に関し必要な事項は、選定委員会の委員長が定める。

附 則

(施行期間)

1 この要領は、令和4年4月11日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。